

収入  
印紙

## 継続的取引基本契約書

売主●●●●（以下「甲」という。）と買主●●●●（以下「乙」という。）とは、甲の取り扱う商品（以下「本件商品」という。）について本契約の約定に基づき継続的に甲から乙に販売する旨合意したので本契約を締結する。

（基本合意）

**第1条** 甲は乙に対し、本件商品を継続的に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買の成立）

**第2条** 甲乙間の売買は、乙が甲に対し個別に注文を行い、甲がこれに対して発注請書を送信する方法により成立する。

2 甲が前項の注文を受けてから5営業日以内に発注請書を送信しないときは、当該発注を承諾したものとみなす。

（個別契約への適用）

**第3条** 前条により成立した売買契約（以下「個別契約」という。）については、特に定めのあるときを除き本契約の各条項を適用する。

（納品）

**第4条** 甲は、乙から発注を受けた本件商品を約定の期日までに納品しなければならない。

2 前項の納品に要する費用は甲の負担とする。

（検査）

**第5条** 乙は、甲から納品を受けた商品については、その受領後5日以内に数量及び品質について検査をし、その結果を甲に通知しなければならない。

2 甲は、乙から前項の検査により数量不足若しくは品質不良を通知されたものについては、直ちに甲の費用をもって追加納品若しくは代替品の納品をしなければならない。

3 納品後5日以内に乙から前項の通知がなされないときには、検査に合格したものとみなす。

（所有権の移転等）

**第6条** 本件商品の所有権は、前条1項による検査に合格したときに甲から乙に移転するものとする。

2 甲乙の責めに帰すべき事由以外の事由による本件商品の滅失、毀損その他の損害は、第4条1項の納品のときをもって区分し、納品のときまでは甲の、納品以後については乙の負担とする。

（代金支払）

**第7条** 乙は、甲に対し、第5条1項の検査に合格した商品の代金を、甲指定口座へ振込送

金する方法により支払う。但し、振込手数料は乙の負担とする。

(瑕疵担保責任)

**第8条** 本件商品について隠れたる瑕疵があるときには、甲は、代替品の納入若しくは当該代金の返還を行うものとする。

(解除及び期限の利益喪失)

**第9条** 甲または乙が、次にかかげる事由のいずれか一つにでも該当する事由が生じたときは、相手方は何らの通知、催告を要せず、本契約を解除することができる。なお、この解除は、損害賠償の請求を妨げない。

- (1) 本契約上の債務の履行を遅滞したとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生等の申立を行い、若しくはそれらの申立を受けたとき。
- (3) 相手方以外の第三者に対する債務についてでもその支払を停止したとき。
- (4) 自ら振り出した約束手形、為替手形、小切手について一回でも不渡りとしたとき。
- (5) その他相手方の信用を損なう事由が生じたとき。

(契約期間)

**第10条** 本契約は本契約締結の日から1年間有効とする。

- 2 本契約を更新しない場合は、その契約当事者は、相手方に対し、期間満了の1か月前までに申出しなければならない。この申出がないときは、自動的に本契約は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(中途解約)

**第11条** 甲若しくは乙は、前条の契約期間内といえども3か月の予告期間を設けたうえで契約を解約することができる。

- 2 前項による解約については、相手方は損害賠償の請求をすることができない。

(協議事項)

**第12条** 本契約若しくは個別契約の解釈に疑義が生じ、あるいは定めのない事由が生じたときは、甲乙誠意をもって協議しこれを解決する。

(合意管轄)

**第13条** 甲及び乙は、本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第1審の専属的管轄とすることに合意する。

本契約の成立を証するため、本書2通作成のうえ甲乙各自署名捺印し、各1通これを所持する。

平成○年○月○日